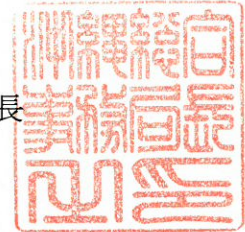


# 公 示

平成29年9月臨時海技士国家試験(航海・機関)の総合合格者及び筆記試験科目合格者を下記のとおり公示する。

平成29年 9月12日

内閣府沖縄総合事務局長



記

## 1. 総合合格者

| 種 別               | 受 験 番 号        |
|-------------------|----------------|
| 五 級 海 技 士 ( 航 海 ) | 1701、1702 以上2名 |
| 六 級 海 技 士 ( 航 海 ) | 1903、1905 以上2名 |
| 内燃機関四級海技士(機関)     | 3504、3505 以上2名 |
| 内燃機関六級海技士(機関)     | 3902、3903 以上2名 |

## 2. 科目合格者

| 種 別               | 受 験 番 号 |                     |
|-------------------|---------|---------------------|
| 六 級 海 技 士 ( 航 海 ) | 航 海     | 該当者なし               |
|                   | 運 用     | 1902、1904 以上2名      |
|                   | 法 規     | 該当者なし               |
| 内燃機関六級海技士(機関)     | 機 の 1   | 該当者なし               |
|                   | 機 の 2   | 該当者なし               |
|                   | 執 務 一 般 | 3901、3904、3905 以上3名 |

※四級海技士(航海)については筆記試験・口述試験ともに受験者なし。内燃機関五級海技士(機関)については口述試験の受験者なし。

- (注) 1. 試験合格者は1年以内に海技免許申請をしなければ無効となるので留意されたい。  
(船舶職員及び小型船舶操縦者法第4条第3項)
2. 試験合格者は海技免許の申請に先立って海技免許講習を受講しなければならない。  
(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第3条の2)
3. 詳細については、沖縄総合事務局運輸部船舶船員課海技資格係まで問い合わせること。  
(TEL:098-866-0031 内線85327)